介護特集

地域で支える高齢者のくらし

市は、高齢者の皆さんがいつまでも元気で安心して住み慣れた地域で生活できるよう、介護保険制度を適正に運用し、高齢者相談窓口を設置するなど様々な高齢者福祉事業に取り組んでいます。

今回は、平成18年4月の介護保険制度の改正により新たに創設された介護保険地域密着型サービスや、地域の相談窓口として設置された地域包括支援センターを紹介します。また、生活機能の低下を早期に発見するための健診（生活機能評価）や、健康状態の維持・向上を図るために行っている介護予防事業について説明します。

問合せは高齢福祉グループ（0798・35・3152）へ。

住み慣れた地域で生活を続けるために

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、高齢者が認知症や中・重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続け、家族や地域とのつながりを断ち切らないようにという観点から平成18年4月に創設されたものです。

このサービスでは、市町村が介護保険事業者の指定・指導監督の権限をもつことになり、地域の状況に応じたサービスを提供できるようになりました。原則として西宮市介護保険の被保険者で、要介護または要支援認定を受けている人が利用できます。

図1　小規模多機能型居宅介護のイメージ

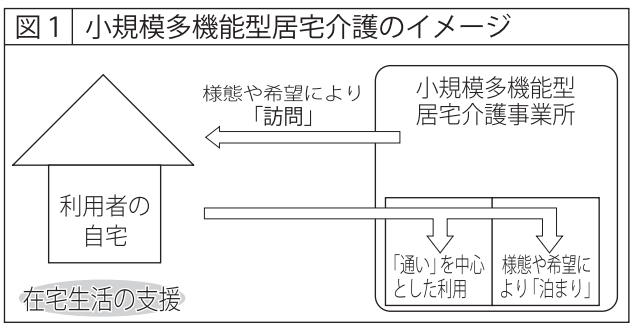

利用できる3つのサービス

本市では、次の3つの地域密着型サービスを受けることができます。なお、いずれのサービスも、食費や宿泊費、居住に要する費用などは保険給付対象外なので、自己負担になります。

①認知症対応型通所介護

認知症の人たちが可能な限り居宅で自立した生活を送ることができるように、入浴・食事といった日常生活の世話や機能訓練をデイサービスセンターなどで行うサービスです。

②小規模多機能型居宅介護

住み慣れた地域で生活ができるよう、顔なじみのスタッフがいる小規模介護施設への「通い」を中心に、状況や希望に応じて、利用者が施設に「泊まり」、スタッフが利用者宅を「訪問」するサービスです（図1参照）。なお、このサービスを利用するには登録が必要です。

ケアプランは事業所スタッフであるケアマネジャーが担当します。また、「通い」のサービスの時間延長や予定変更、緊急時のサービス利用などにも比較的柔軟に対応します。

③認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

グループホームなどの共同生活のできる住居で、介護スタッフが認知症の人たちの入浴・食事といった日常生活の世話を行うサービスです。家庭的環境の中で少人数（最大で9人）で共同生活を行います。

施設には居間、食堂その他必要な設備を設けており、利用者は個室に入居します。なお、利用できるのは、要支援2か要介護の認定を受けている人です。

サービスを利用するには

①認知症対応型通所介護の利用については、要介護認定を受けている人は居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）へ、要支援認定を受けている人は地域包括支援センター（左表参照）へご相談ください。②小規模多機能型居宅介護と③認知症対応型共同生活介護については、市が指定している地域密着型サービス事業者へご相談ください。なお、事業者の名称・連絡先は、市のホームページ（アドレスはページ下参照）の「くらす西宮」の中の「介護」をご覧になるか、高齢福祉グループへ問合せを。

早期に見つける「老化のサイン」

生活機能評価の受診や、元気アップ教室に参加を

「元気アップ教室」で楽しく健康づくり

―生活機能評価とは

「生活機能評価」は、生活機能の低下を早期に発見し、要支援・要介護状態になることをできるだけ防ぐことを目的に実施している健診です。対象者には6月初旬に受診券を送付していますのでご確認ください。なお、受診時には受診券と介護保険被保険者証が必要です。

―生活機能の低下が見受けられたときは

生活機能評価を受診し、生活機能の低下が見受けられ要支援・要介護状態になる恐れのある場合、介護予防のために実施している「元気アップ教室」にご参加ください。

―元気アップ教室とは

「元気アップ教室」では、公民館などで、健康の維持・向上を図るための運動を中心に、栄養不足にならないための方法や、口の健康に関することについての講座などを開催しています。教室に参加することで、いつまでも元気で介護を受けない健康づくりを目指します。

―教室に参加するには

生活機能評価の結果から「介護予防事業の利用が望ましい」と判定された人に、市から元気アップ教室の案内を送付します。また、受診者の同意に基づき（※）、地域包括支援センターに生活機能評価の結果を送付します。その後、居住地区の同センター職員が本人に連絡し、教室の説明や、介護予防プランを作成し、教室参加の手続きを行います。（※）地域包括支援センターから連絡・案内をするために、生活機能評価結果通知表の同意欄に同意をお願いします

【問い合わせ先】高齢福祉グループ（0798・35・3079）

―地域密着型サービスを支える仕組み―

地域密着型サービスの質の確保・向上のため、市・事業者・地域が連携を取りながら、以下のことに取り組んでいます。

《市と事業者との連携》

市は、地域密着型サービス事業者の適正な指定・運営をするため、「西宮市地域密着型サービス等運営委員会」を設置し、定期的に開催しています。同委員会は、被保険者、事業者、学識経験者などで構成しています。

《地域と事業者との連携》

地域密着型サービス事業者には、地域と連携し、密着した運営が求められています。その連携の手段として、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護の事業者はそれぞれ「運営推進会議」を設置しています。

同会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表（民生委員や町内会役員など）、市または地域包括支援センターの職員、地域密着型サービスに関して知見を有する人などで構成しています。地域の人たちなどが事業者の取り組み内容や具体的な改善課題を話し合うことで、地域との連携が深まる仕組みになっています。

保健・福祉などの相談窓口

地域包括支援センターのご利用を

地域包括支援センターは、平成18年の介護保険制度の改正に伴い新たに設置された機関です。地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う中核機関としての役割を担います。

高齢者の皆さんの保健・福祉などに関する相談については、下表の担当地域の地域包括支援センターにご連絡ください。

《地域包括支援センター　一覧》

名称	所在地・電話番号	担当地域(中学校区)
安　井 地域包括支援センター	安井町2－4 0798・37・1870	大社
今津南 地域包括支援センター	今津巽町7－10 0798・32・1702	真砂／今津（国道43号線以南）
浜　脇 地域包括支援センター	久保町14－12 0798・35・2440	浜脇／西宮浜
小　松 地域包括支援センター	小松東町1丁目3－10 0798・45・7810	学文／鳴尾
高　須 地域包括支援センター	高須町1丁目7－91 0798・44・4505	高須／鳴尾南
浜甲子園 地域包括支援センター	枝川町17－40 0798・42・3530	浜甲子園／鳴尾
上甲子園 地域包括支援センター	上甲子園5丁目7－21 0798・38・6031	上甲子園／今津（国道43号線以北）
深　津 地域包括支援センター	芦原町1－20 0798・64・0050	深津／平木・瓦木（阪急神戸線以南）
瓦　木 地域包括支援センター	林田町7－17 0798・68・2702	瓦木・平木（阪急神戸線以北）
甲　山 地域包括支援センター	甲山町53 0798・71・9904	苦楽園／大社
甲　武 地域包括支援センター	段上町6丁目24－1 0798・54・8883	甲武／甲陵（阪急今津線以東）
甲　東 地域包括支援センター	上甲東園2丁目11－60 0798・57・5280	上ケ原／甲陵（阪急今津線以西）
塩瀬・山口 地域包括支援センター	名塩さくら台2丁目44 0797・63・3320	塩瀬／山口

広告

阪神米穀のお米

えべっさん®

■本社　TEL.0798(26)0221(代表)
■http://www.ebessan.jp

ごはん歳時記（9月）：秋刀魚（さんま）と新米ごはん

この時期の寒流にのって来る脂ののったさんまは味がよく、焼いたさんまに大根おろし。新米ごはんと合えば何杯でもお代わりしたくなるね！

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。